

2.3 基本計画の内容（深谷通信所跡地）

「2.3 基本計画の内容（深谷通信所跡地）」は、「2.3.5 スケジュール」を除き、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成30年2月）から引用したものです。

2.3.1 テーマ

深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間の創出を目指します。

テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

- 市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。
- 「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります。

2.3.2 整備方針

1) 防災機能の確保

- ・広大な敷地を生かして、「発災直後」「応急対策段階」「復旧・復興段階」等、時期に応じて広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を行います。
- ・発災直後には広域避難場所としての活用を想定します。（外周道路は延焼遮断帯としての効果も想定します。）
- ・応急対策段階、復旧・復興段階では、必要に応じて救援活動の拠点や資機材置場等としての活用も想定した、施設整備を行います。

2) 地域の人がふれあう広々とした空間の創出

- ・大規模なオープンスペースを活用し、地域や市民のための空間を創出します。
- ・長期に渡り米軍施設として提供されてきた歴史的経緯から、市民に開かれ、地域の交流やふれあいに供する場を目指します。
- ・障害者、高齢者、子供等、誰もが安全、安心、快適に利用できる場を目指します。

3) 豊かな自然環境の創出

- ・都市における貴重な緑の拠点となる、自然豊かな環境づくりを目指します。
- ・樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な自然環境を創出します。

4) 市民の健康づくりへの寄与

- ・墓園と公園を一体化し、健康づくりに役立つ施設や仕組みを取り入れて、市民の健康づくりに寄与する場としていきます。
- ・墓園と公園を一体化し、軽い運動から本格的なスポーツまで、世代や性別、経験の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことのできる場とします。

5) 全市的・広域的な課題への対応

- ・広域的な利用が見込まれる施設の配置等、郊外部の活性化に貢献する計画とします。
- ・超高齢社会に伴い、市内の墓地不足が予測されている状況を鑑み、市営の墓園の整備を進めます。
- ・境川流域の水害対策として、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の整備を進めます。

6) 歴史・景観・環境への配慮

- ・特徴である円形形状を後世に残す等、歴史を継承します。
- ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。
- ・周辺の環境にも配慮した計画とします。
- ・再生可能エネルギーの活用等、環境の保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を進めます。

7) 社会経済状況への配慮

- ・財政負担の平準化、社会動向の変化、暫定利用等を考慮して、段階的な整備計画とします。
- ・墓園と公園を一体化し、スポーツに対する嗜好の変化や機能及び役割への新たな要望等、今後、想定される社会的要請の変化にも柔軟に対応できる計画とします。
- ・財政負担軽減や良質なサービスの提供等、効率的で効果的な整備、運営が図られるよう、公民連携等の新たな手法を導入した計画とします。

2.3.3 ゾーニングと主な施設

1) エリア構成

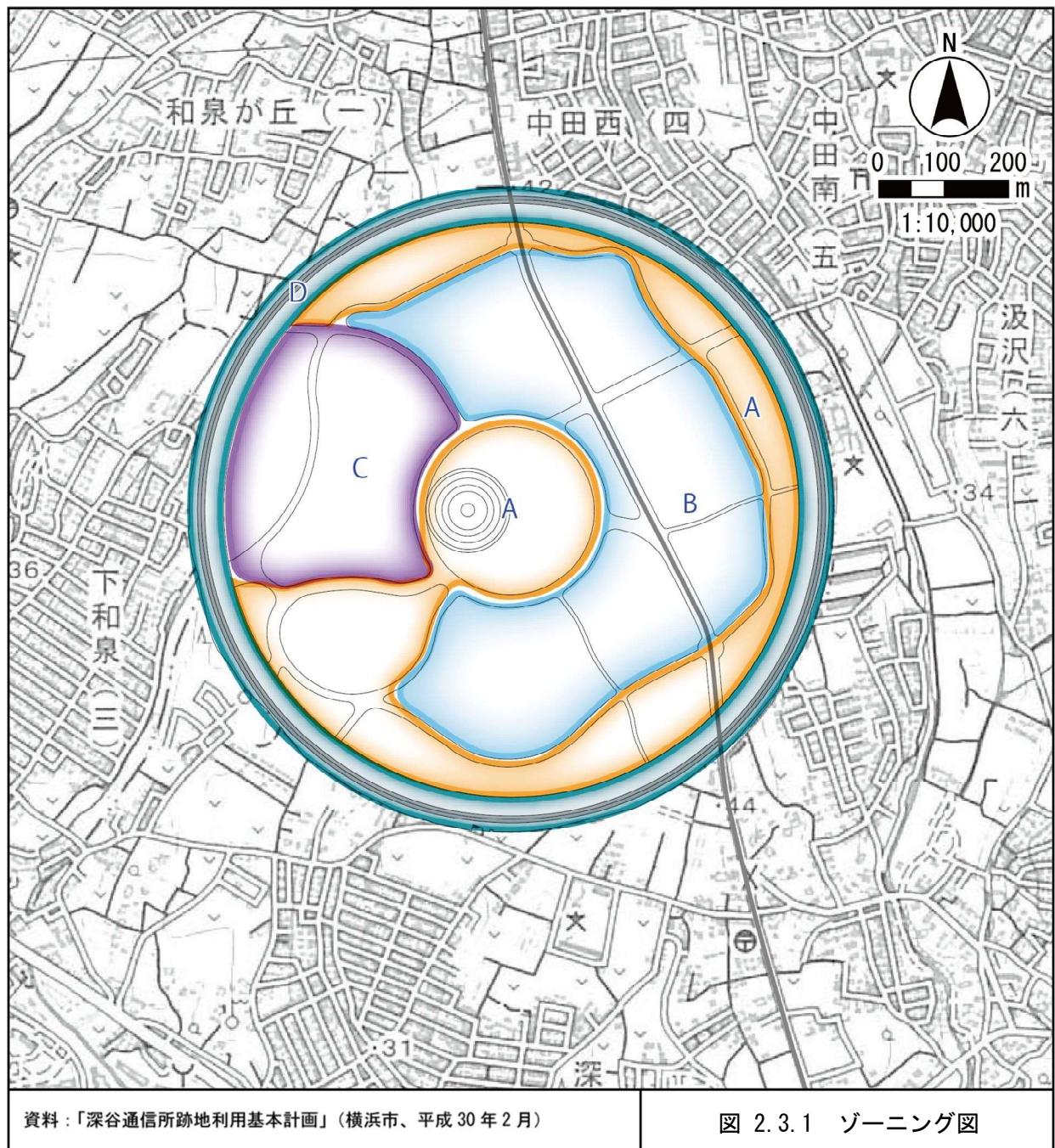
「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）では次の 4 つのゾーン区分を設定しています（図 2.3.1 参照）。

A : ふれあいとにぎわいの広場ゾーン（公園）

B : スポーツパークゾーン（公園）

C : 緑とやすらぎのメモリアルゾーン（墓園）

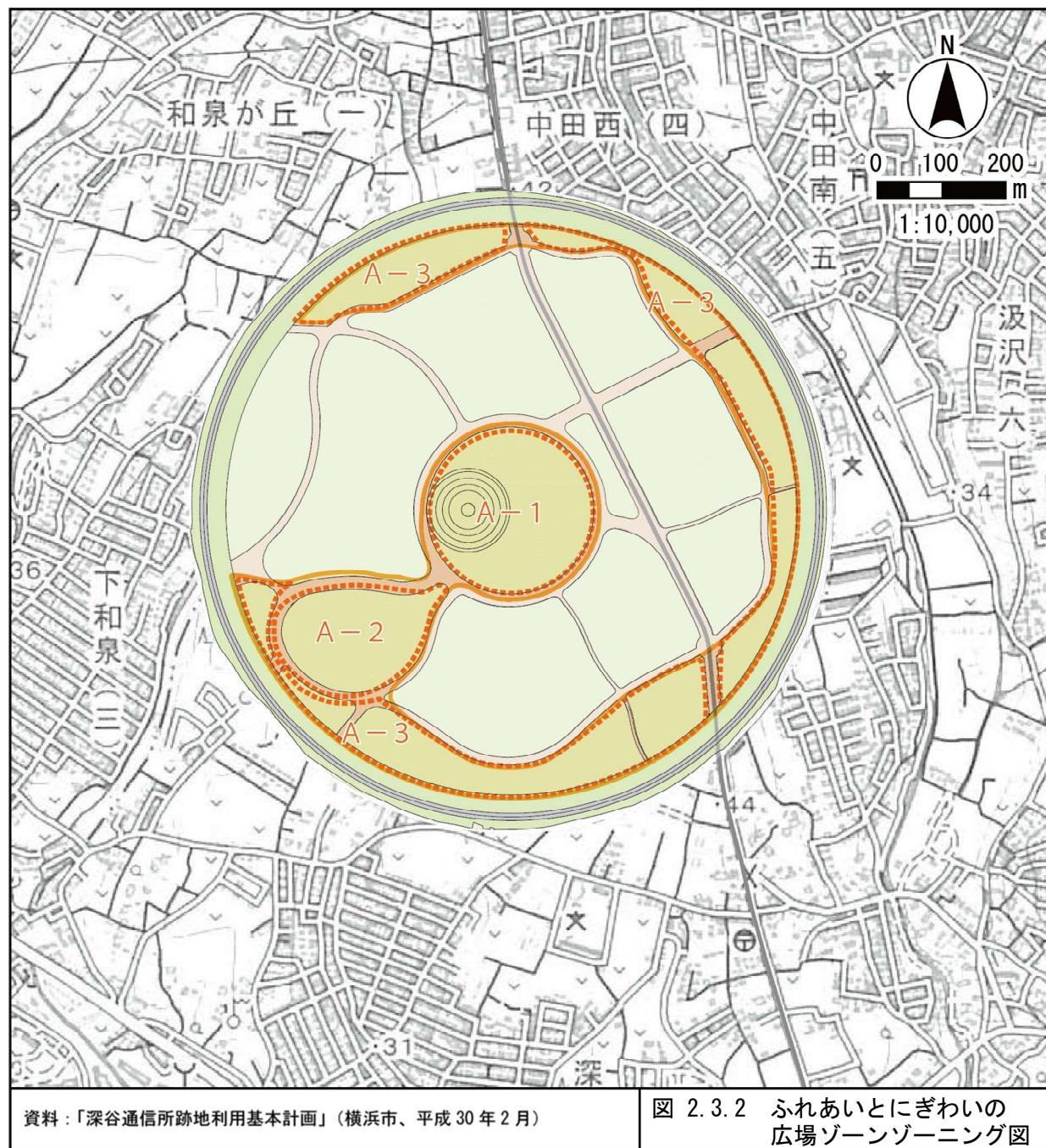
D : 外周道路ゾーン



2) エリアごとのゾーニング

A ふれあいとにぎわいの広場ゾーン

広大な草地広場での地域交流やイベント、運動、遊び、自然とのふれあい等、様々な活動や体験のできるゾーンです（図 2.3.2 参照）。アクセスしやすい外周道路寄りと象徴となる中央に、市民の交流やふれあいを図る広場のゾーンを配置します。機能・利用に合わせて、スペースを区分しました。



A-1 ふれあいの中央広場スペース

- ・富士山を一望できる見晴らしの丘や、イベント、災害時に利用できる広大な草地広場等、深谷通信所跡地の象徴となる空間です。
例) 見晴らしの丘（展望台）、草地広場、イベント広場、木陰の憩い空間等

A-2 食と農の体験スペース

- ・農体験や樹林地の育成を通して、食物や自然の大切さを学ぶことのできる空間です。
例) 農体験の畑、農園、バーベキュー場等

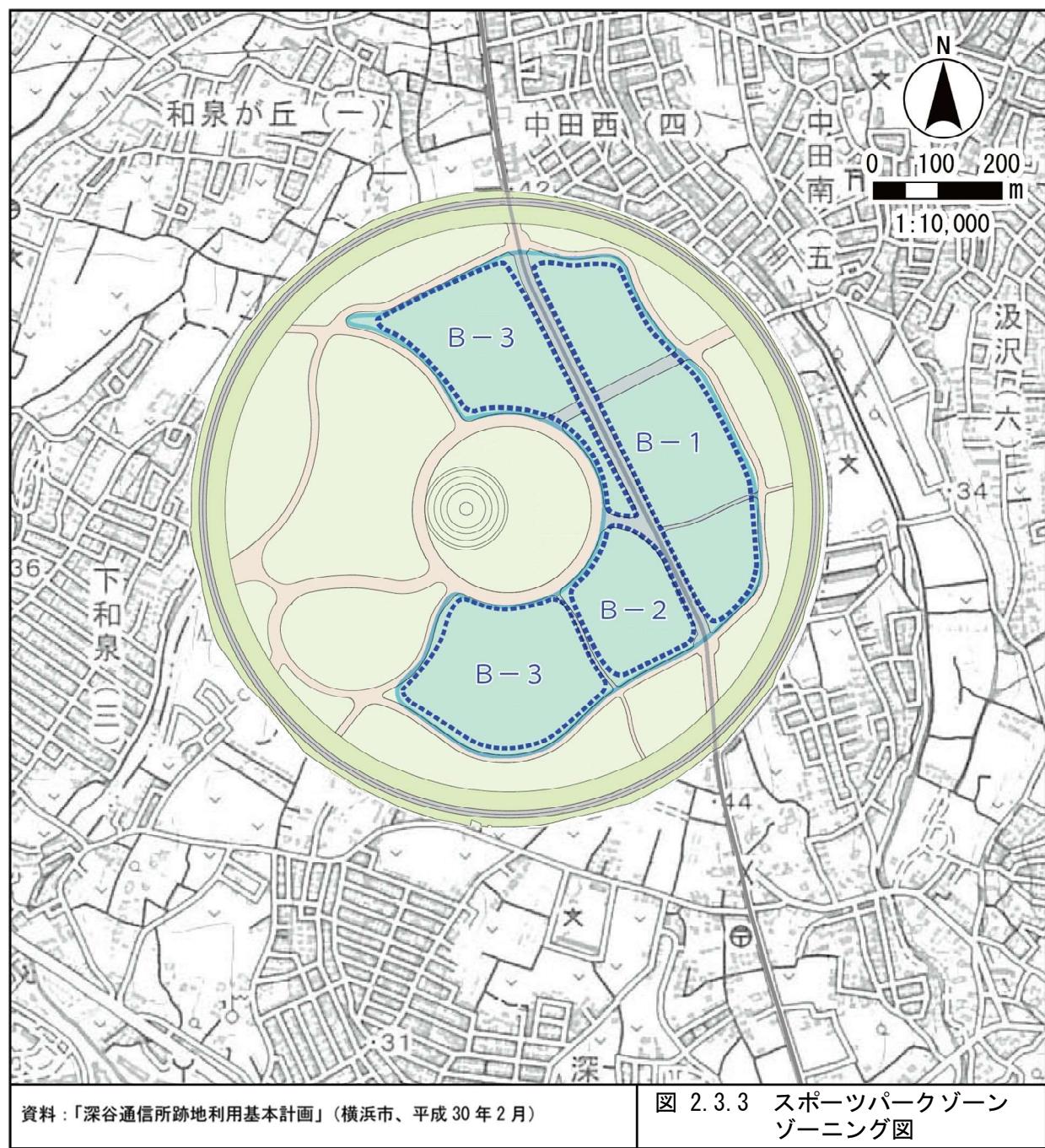
A-3 地域の広場スペース

- ・子供が遊び、地域のお祭りに利用できる原っぱ等、人々が集い、ふれあい、交流できる空間です。
例) 草地広場、原っぱ等
- ・子供から高齢者まで多世代の人々が多種多様なスポーツを楽しみ、健康づくりができる空間です。
例) ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、ターゲットボードゴルフ場、ミニバスクケット場、健康遊具広場、スケートボード場、ドッグラン等
- ・樹林地や水辺環境の創出によって、豊かな自然環境をつくりだし、生物の観察等、自然とのふれあいを楽しむことができる空間です。
例) 水辺、ビオトープ、野鳥観察池等
- ・子供が広場や遊具でのびのびと様々な遊びを体験しながら成長できる空間です。
例) 幼児及び児童用の複合遊具等
- ・様々な活動ができる広場で、臨時駐車場にも利用できる空間です。
例) ダスト舗装の自由広場等

※ダスト舗装：石をごく細かく碎いた砂粒のようなものを固めた舗装

B スポーツパークゾーン

地域にゆかりのある野球や、サッカーを中心に、本格的な球技スポーツを楽しみ、スポーツや文化等、様々な活動を通して、多くの人が交流する、にぎわいのあるゾーンです（図 2.3.3 参照）。



B-1 広域的利用スポーツ施設

大会の開催やスポーツ観戦ができる、陸上トラック付き広場及びサッカーやラグビーの球技場等、にぎわいのある施設です。

B-2 野球場・テニスコート

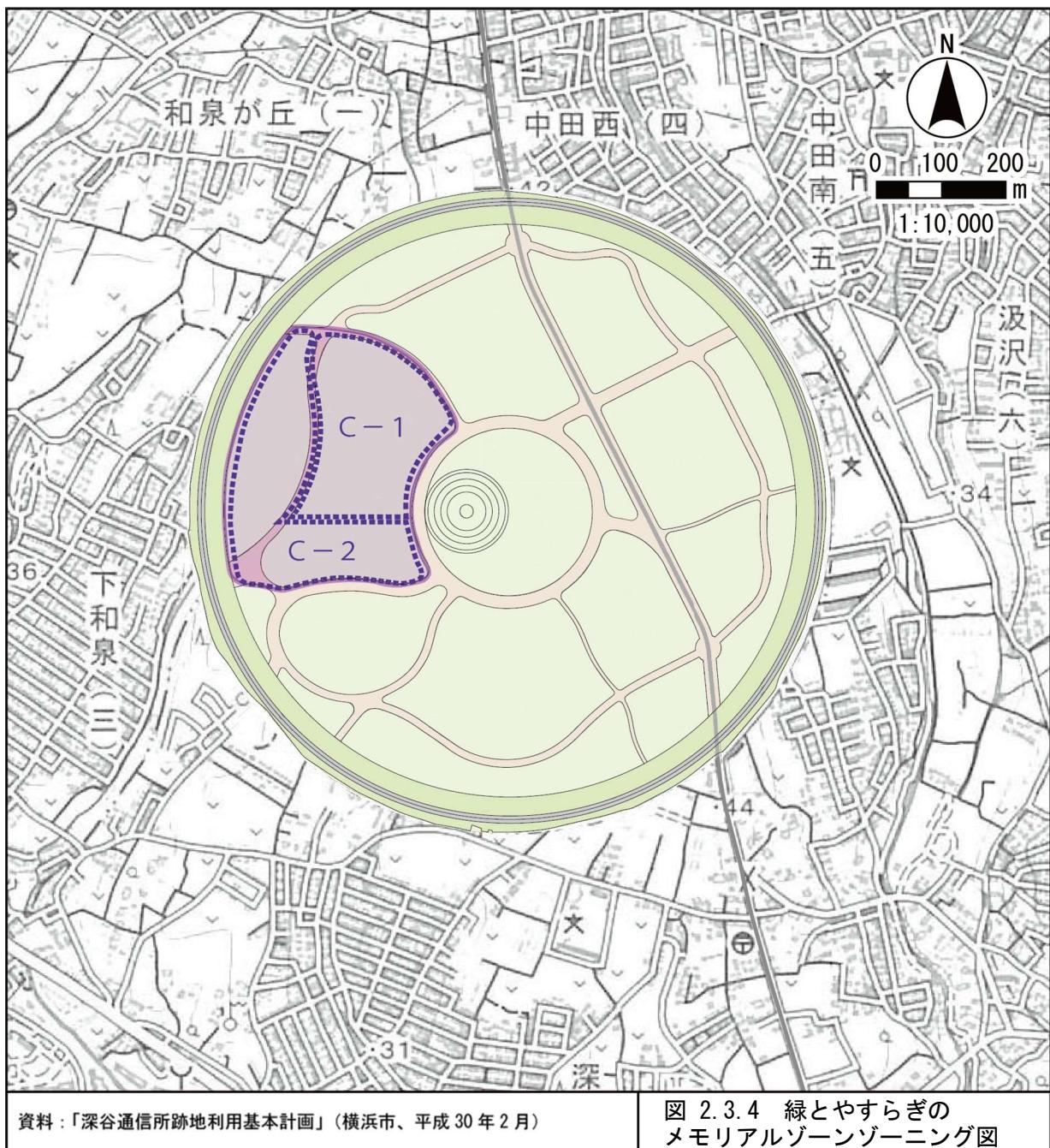
硬式野球もできる野球場やテニスを楽しめる施設です。

B-3 運動広場

少年野球やサッカー、ラグビーをはじめ様々なスポーツを楽しめる施設です。

C 緑とやすらぎのメモリアルゾーン

四季の草花の鑑賞や散歩ができる、緑の多い開放的な墓園です（図 2.3.4 参照）。



C-1 やすらぎスペース

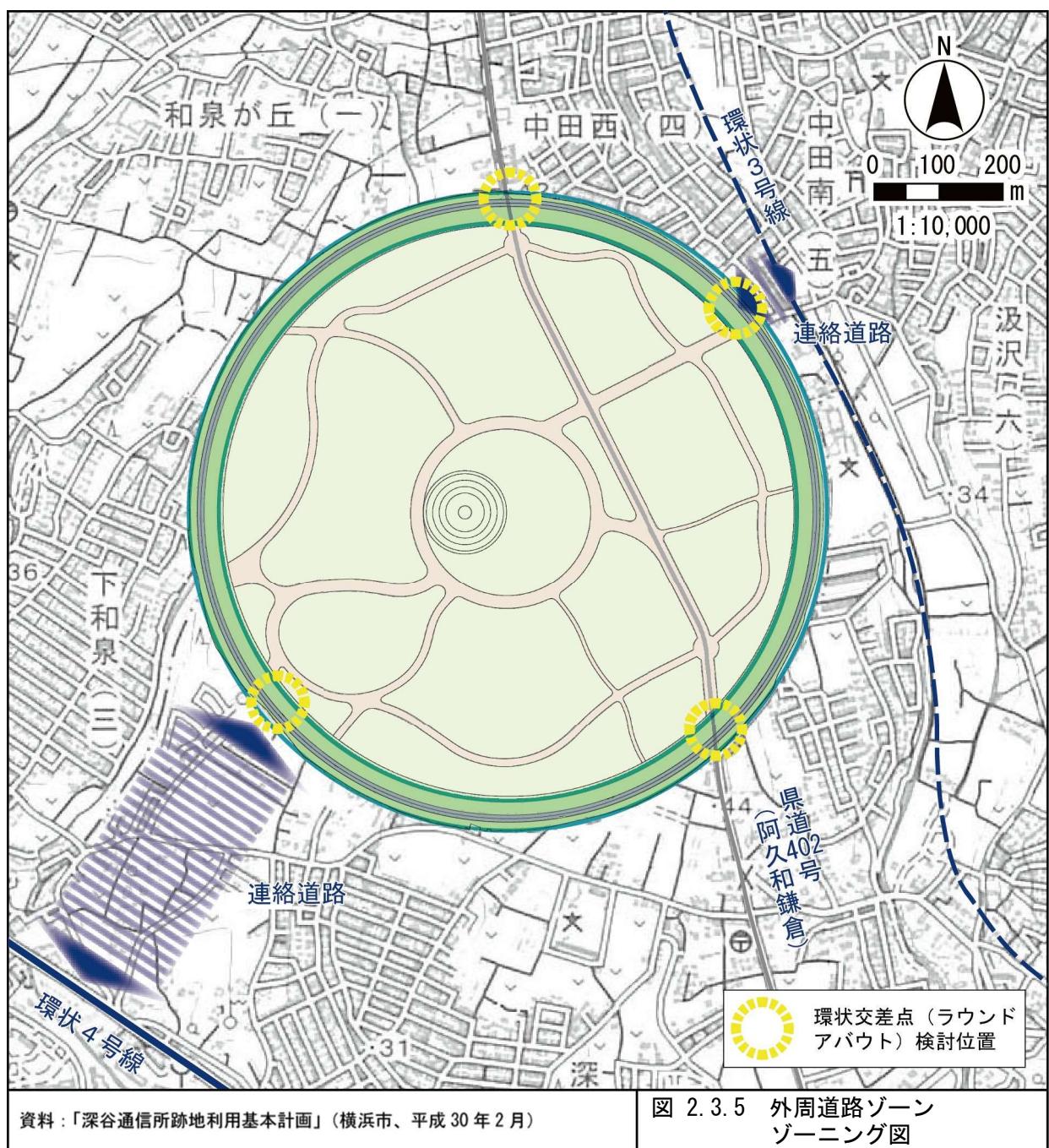
緑豊かな墓園とし、四季折々の草花や緑に囲まれた納骨施設を整備します。納骨施設は、プレート型の墓石等がある芝生型約 15,000 区画と合葬式約 30,000 体を整備します。

C-2 散歩と憩いのスペース

墓園内の園路や緑地等を開放し、散歩や憩いの場としても利用出来る、「ふれあいとにぎわいの広場ゾーン」と連続した空間の形成を図ります。緑地、駐車場等で約 7 ha 整備します。

D 外周道路ゾーン

- ・車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でウォーキング、ジョギング、及びサイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50mの外周道路とします（図 2.3.5 参照）。
- ・県道 402 号（阿久和鎌倉）や環状 3 号線及び環状 4 号線との連絡道路との交差部に環状交差点（ラウンドアバウト）の導入を検討します。



・横断構成について（図 2.3.6 参照）

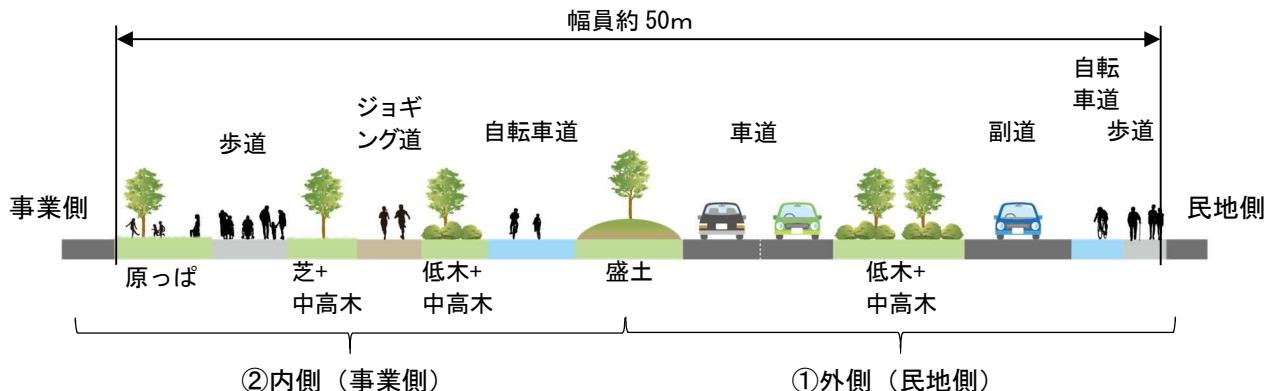
① 外側（民地側）には、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。

<副道について>

副道を設置することで、生活道路や住居の出入口等と車道が分離され、安全性が向上するとともに、沿道の住環境を良好に保つことができます。

※副道の設置については、今後、設計を進める中で、地域の皆様や交通管理者等との協議も踏まえ、決定していきます。

② 内側（事業側）には健康みちづくりとして、歩道、ジョギング道、自転車道を配置します。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.3.6 外周道路の横断構成図

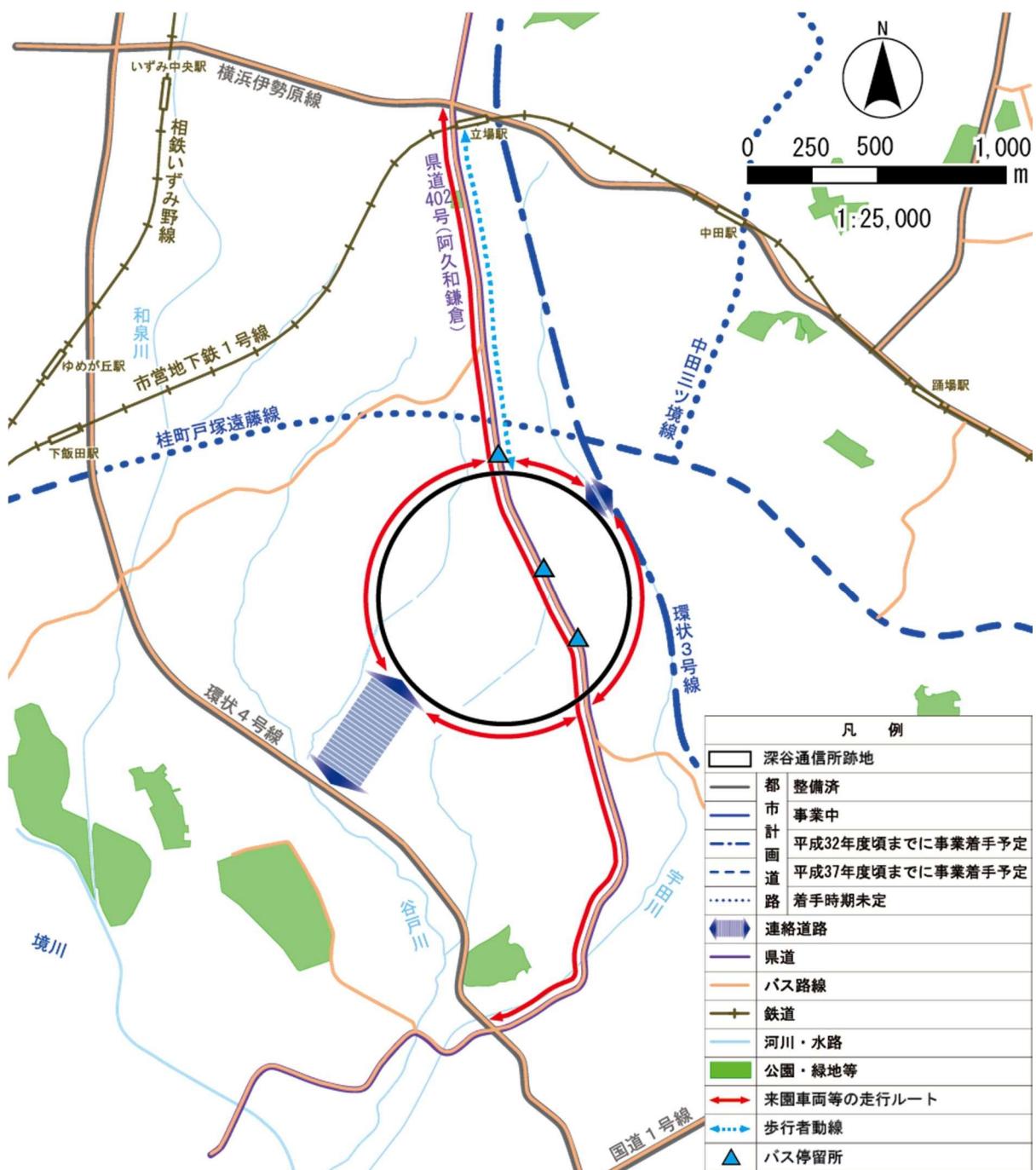
2.3.4 動線計画

1) 歩行者動線

- 外周道路の歩道に加えて、対象事業実施区域内を回遊できる、園路を配置します（図 2.4.2 P2-20 参照）。
- 周辺地域からアクセスしやすいように、外周から中央に向かう園路を配置します。
- 隣接する住宅地やバス停から安全に通行できる歩行者動線を確保します。

2) 車両動線

- 外周道路、外周道路と環状 3 号線及び環状 4 号線との連絡道路を主要幹線街路とします。
- 公園や墓園の施設内に駐車場を設け、車でのアクセス性を確保します（図 2.3.7 参照）。
- 公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成30年2月）

図 2.3.7 車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）

2.3.5 スケジュール

深谷通信所跡地の全体面積が約 77ha と大規模であるため、本事業と公園事業は、施工手順及び各年度の執行可能予算額を勘案して概ね 3 段階に分けて、段階的な計画・整備を行います。

本事業と公園事業は、令和 5 年度の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後 5 年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。

公園事業は、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。本事業のうち墓園事業は、着工後 5 年程度での工事完了を想定し、本事業のうち外周道路事業は、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

表 2.3.1 事業スケジュール

	着工準備期間	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	5 年間程度	着手～5 年程度	着手後 5 年～10 年程度	着手後 10 年～15 年程度
公園				
墓園	着工準備期間	整備・供用	整備・供用	整備・供用
外周道路	着工準備期間	整備・供用	整備・供用	整備・供用

※本事業と公園事業の第 1 期、第 2 期、第 3 期は、各工事の進捗に応じて異なる期間となります。